

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第62号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(仮予約の申請) 第8条 (略) 2 (略) 3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日の14日前までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、四日市市霞ヶ浦第1野球場（以下「霞ヶ浦第1野球場」という。）、霞ヶ浦第1野球場会議室、四日市市霞ヶ浦第2野球場（以下「霞ヶ浦第2野球場」という。）、 <u>四日市市霞ヶ浦第3野球場（以下「霞ヶ浦第3野球場」という。）、</u> 中央フットボール場、四日市市松原野球場（以下「松原野球場」という。）、四日市市北条野球場（以下「北条野球場」という。）、四日市市垂坂サッカー場（以下「垂坂サッカー場」という。）、四日市市垂坂ソフトボール場（以下「垂坂ソフトボール場」という。）、四日市市鈴鹿川ラグビー・サッカー場（以下「鈴鹿	(仮予約の申請) 第8条 (略) 2 (略) 3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日の14日前までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、四日市市霞ヶ浦第1野球場（以下「霞ヶ浦第1野球場」という。）、霞ヶ浦第1野球場会議室、四日市市霞ヶ浦第2野球場（以下「霞ヶ浦第2野球場」という。）、中央フットボール場、四日市市松原野球場（以下「松原野球場」という。）、四日市市北条野球場（以下「北条野球場」という。）、四日市市垂坂サッカー場（以下「垂坂サッカー場」という。）、四日市市垂坂ソフトボール場（以下「垂坂ソフトボール場」という。）、四日市市鈴鹿川ラグビー・サッカー場（以下「鈴鹿川ラグビー・サッカー場」という。）、四日市市鈴鹿川河原田野球場（以

川ラグビー・サッカー場」という。)、四日市市鈴鹿川河原田野球場（以下「鈴鹿川河原田野球場」という。）、四日市市鈴鹿川河原田ソフトボール場（以下「鈴鹿川河原田ソフトボール場」という。）及び四日市市本郷河川敷グラウンド（以下「本郷河川敷グラウンド」という。）については、使用日の30日前までとする。

（使用の許可）

第9条 指定管理者は、運動施設の使用を許可したときは、専用使用の場合にあっては四日市市公共施設使用許可書（第4号様式）を、個人使用の場合にあっては、四日市市運動施設個人使用券（第5号様式から第10号様式まで）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（使用の変更等）

第10条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書（第11号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 （略）

（利用料金の減免）

第11条 利用料金の減免を受けようと

下「鈴鹿川河原田野球場」という。)、四日市市鈴鹿川河原田ソフトボール場（以下「鈴鹿川河原田ソフトボール場」という。）及び四日市市本郷河川敷グラウンド（以下「本郷河川敷グラウンド」という。）については、使用日の30日前までとする。

（使用の許可）

第9条 指定管理者は、運動施設の使用を許可したときは、専用使用の場合にあっては四日市市公共施設使用許可書（第4号様式）を、個人使用の場合にあっては、四日市市運動施設個人使用券（第5号様式から第7号様式まで）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（使用の変更等）

第10条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書（第8号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 （略）

（利用料金の減免）

第11条 利用料金の減免を受けようと

する者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書（第12号様式）に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の還付）

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金（設備器具及び備付物品の利用料金を含む。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
（略）	
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦第3野球場、中央フットボール場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河	（略）

する者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書（第9号様式）に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の還付）

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金（設備器具及び備付物品の利用料金を含む。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
（略）	
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、中央フットボール場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河	（略）

原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日の30日前までとする。

(略)

2及び3 (略)

(指定管理者による管理)

第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 震ヶ浦第3野球場

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日の30日前までとする。

(略)

2及び3 (略)

(指定管理者による管理)

第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(21) (略)	(20) (略)
(22) (略)	(21) (略)
(23) (略)	(22) (略)
(24) (略)	(23) (略)
(25) (略)	(24) (略)
(26) (略)	(25) (略)
(27) (略)	(26) (略)
(28) (略)	(27) (略)
(29) (略)	(28) (略)

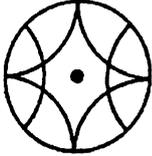
改正後	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
(略)	
霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第2野球場、 <u>霞ヶ浦第3野球場</u> 、北条野球場、松原野球場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び垂坂ソフトボール場	(略)
備考 (略)	

改正前	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
(略)	
霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第2野球場、北条野球場、松原野球場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び垂坂ソフトボール場	(略)
備考 (略)	

第 6 号様式から第 9 号様式までを次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

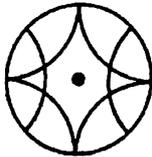
（表紙表）

運動施設共通回数使用券		No.
使用できる施設	中央第2体育館 霞ヶ浦プール 三滝武道館	中央陸上競技場 松原テニスコート 楠体育館
有効期間	年 月 日まで	
円		
（上記金額には消費税を含んでいます。）		
		※ 本券切離し無効 指定管理者

（表紙裏）

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚 2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。 3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。 4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。 5 本券発行後の払戻しはできません。 	
---	--

（回数使用券）

	<p>運動施設共通回数使用券</p>
	<p>使用日 退場時刻</p>
	

（表紙表）

発行日	年	月	日
一般・中学生以下（人数 人）			
（高校生以上・0才から）			
金額 円			
購入時間 時 分			
退出時間 時 分			
四日市市霞ヶ浦プール			

霞ヶ浦プール（身体障害者）

発行日	年	月	日
身体障害者			
一般・中学生以下（人数 人）			
（高校生以上・0才から）			
金額 円			
購入時間 時 分			
退出時間 時 分			
四日市市霞ヶ浦プール			

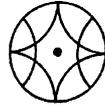
（表紙表）

発行日	年	月	日	No.
四 日 市 市 運 動 施 設				
一般・中学生以下 使用券				
人				
円				
（上記金額には消費税等を含んでいます）				
退場時刻			時	分
入場時刻	時	分		

（表紙表）

温水プール

個人使用券



No

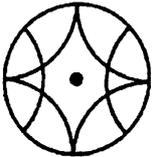
円

（上記金額には消費税等を含んでいます）

指定管理者

第9号様式の次に次の3様式を加える。

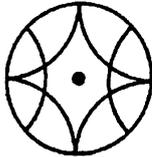
（表紙表）

温水プール回数使用券	
有効期間	年 月 日 まで
円	
（上記金額には消費税を含んでいます。）	
	※ 本券切離し無効 指定管理者

（表紙裏）

注 意 事 項
1 本券の使用区分は、つぎのとおりとします。 <u>1回につき1枚</u>
2 入退場時及び係員が求めたときは、本券を提示してください。
3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。
4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。
5 本券発行後の払戻しはできません。

（回数使用券）

	温水プール回数使用券
	使用日
	
	No.

第 1 1 号様式（第10条関係）

四日市市公共施設利用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者 印

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の変更（取消）・還付を申請します。

施 設	
-----	--

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額
返還額・還付額							円

第 1 2 号様式 (第11条関係)

四日市市公共施設利用料金等減免申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		
利用料金	減免前利用料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減免理由			

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)